

板橋区高齢者施設の感染症対策設備整備推進事業補助要綱

(令和4年9月1日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区（以下「区」という。）が、高齢者施設における新型コロナウイルス感染症等の感染拡大を防止する観点から、区内の定員29名以下の高齢者施設における簡易陰圧装置の設置、ゾーニング環境等の整備及び多床室の個室化に係る経費を予算の範囲内で支援することを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 この要綱による補助の対象事業（以下「補助対象事業」という。）は、東京都地域医療介護総合確保基金事業（介護分）実施要綱（平成27年10月27日付27福保高計第336号）に基づき東京都が実施する高齢者施設等の感染症対策設備整備推進事業の対象となる事業であり、かつ次の各号に掲げる事業につき、当該各号に定める事業とする。

(1) 介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業

別表1に定める対象施設において、居室等に簡易陰圧装置を設置し、又は簡易陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等を行う事業

(2) 介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業

ア ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援

別表1に定める対象施設のうち、ユニット型である介護施設等において、各ユニットの共同生活室の入口に玄関室を設置する等により、消毒や防護服の着脱等を行うためのスペースを設置するための事業

イ 従来型個室・多床室のゾーニング経費支援

別表1に定める対象施設のうち、従来型個室又は多床室である介護施設等において、感染症が発生した際に感染者と非感染者の動線を分離することを目的として従来型個室・多床室の改修を行う事業

ウ 家族面会室の整備等経費支援

別表1に定める対象施設において、感染症の感染拡大を防止しつつ家族との面会を実施するために必要な家族面会室を整備（2方向から出入りできる家族面会室の設置のほか、家族面会室の複数設置や拡張、家族面会室における簡易陰圧装置・換気設備の設置、家族面会室の入口に消毒等を行う玄関室の設置、家族面会室がない場合の新規整備等）するための事業

(3) 介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業

別表1に定める対象施設において、感染が疑われる利用者同士のスペースを空間的に分離できるよう、多床室を個室化するための改修を行う事業

なお、可動式の壁により分離することは認めるが、天井から隙間が空くことは認められないものとする。

(暴力団等の排除等)

第3条 次の各号に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象としない。

(1) 暴力団（東京都板橋区暴力団排除条例（平成24年区条例第28号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）

(2) 法人その他の団体の代表者、役員、使用人その他の従業者又は構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの

(3) 第6条に規定する申請日現在、法人住民税を滞納しているもの
(補助対象経費)

第4条 補助金の対象経費は、補助対象事業に係る別表2の第3欄に定める経費とする。

(補助金交付額)

第5条 補助金の交付額は、別表2の第1欄に定める区分ごとに、第3欄に定める対象経費の実支出額の合計から寄附金その他収入額（社会福祉法人にあっては、寄附金収入額を除く。）を控除した額と、第2欄に定める補助基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、板橋区高齢者施設の感染症対策設備整備推進事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に関係書類を添えて、別に定める期日までに板橋区長（以下「区長」という。）に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は次条に定める条件を付して補助金の交付を決定し、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対し板橋区高齢者施設の感染症対策設備整備推進事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により通知し、適当と認められない場合は補助金の不交付決定をし、板橋区高齢者施設の感染症対策設備整備推進事業補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により通知する。

(補助条件)

第8条 補助金の交付の決定には、別記補助条件を付するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、別に指定する期日までに、速やかに板橋区高齢者施設の感染症対策設備整備推進事業補助金実績報告書（別記第4号様式）に、必要な書類を添付して区長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 区長は、前条の実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等によって、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対して板橋区高齢者施設の感染症対策設備整備推進事業補助金確定通知書（別記第5号様式）により通知する。

(交付時期)

第11条 補助金は、前条に定める額の確定後、次条の規定による請求を受けて交付する。

(請求)

第12条 補助事業者は、第10条の規定により額の確定を受けた補助金を請求すると

きは、板橋区高齢者施設の感染症対策設備整備推進事業補助金交付請求書（別記第6号様式）に関係書類を添えて、区長に提出しなければならない。

（消費税等に係る税額控除の報告）

第13条 補助事業者は、第8条の規定により付された別記補助条件15に規定する報告を、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記第7様式）により行うものとする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、健康生きがい部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行し、令和4年6月27日から適用する。
- 2 板橋区介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費補助要綱（令和2年11月13日区長決定）は、廃止する。

(別表1)

対象施設	補助対象事業者
下記のうち、地域密着型施設等（定員29人以下の施設）	左記の施設を運営する者
介護医療院	
軽費老人ホーム	
有料老人ホーム	
短期入所生活介護事業所（介護老人福祉施設併設の事業所を除く）	
認知症高齢者グループホーム	
小規模多機能型居宅介護事業所	
看護小規模多機能型居宅介護事業所	

(別表2)

1 区分	2 補助基準額	3 対象経費	4 補助率
簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業	簡易陰圧装置 1台につき 4,320千円 (※1)	簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(※2)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金並びに相当と認められる購入費等を含む。	10分の10
感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業	ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援	1か所につき 1,000千円	10分の10
	従来型個室・多床室のゾーニング経費支援	1か所につき 6,000千円	
	家族面会室の整備等経費支援	1施設・事業所につき 3,500千円	

<p>多床室の個室化に要する改修費支援事業</p>	<p>個室化を行う 1床につき 978 千円</p>	<p>多床室の個室化に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（※2）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金並びに適当と認められる購入費等を含む。</p>	<p>10 分の 10</p>
---------------------------	------------------------------------	--	-----------------

※1 簡易陰圧装置の台数は、原則として、居室（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所においては宿泊室）、静養室又は医務室1室につき1台、かつ施設等の定員数を限度とする。

※2 工事事務費は、工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。なお、工事費又は工事請負費に備品購入費に相当する額が含まれる場合は、その額を控除して算定するものとする。

補 助 条 件

1 事情変更による決定の取消し等

補助金の交付の決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、区長は、補助事業者に対し、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

2 承認事項

次の各号のいずれかに該当するときは、補助事業者はあらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、(1)又は(2)に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りでない。

(1) 事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

(2) 事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

4 補助事業の遂行命令

(1) 前項の規定による報告、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、区長は、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることができる。

(2) 補助事業者が、前号の命令に違反したときは、区長は、補助事業者に対し、補助事業の一時停止を命じることができる。

5 是正のための措置

(1) 区長は、第10条の調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認められるときは、補助事業につき、これに適合させるための処置を取るべきことを補助事業者に命じることができる。

(2) 第9条の実績報告は、前号の規定により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

6 決定の取消し

(1) 区長は、補助事業者が次のアからエまでのいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

エ 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産等について、補助事業者が第10項に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保権を設定す

る等を行ったため、交付目的が達成されないことが明らかになったとき。

オ 補助事業者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員、使用人その他の従業者又は構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

(2) 前号の規定は、第 10 条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

7 補助金の返還

(1) 区長は、補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(2) 第 10 条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

8 違約加算金及び延滞金

(1) 補助事業者は、6 の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(2) 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

9 他の補助金等の一時停止等

補助事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金若しくは延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、区長は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

10 財産処分の制限

補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日付大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、区長の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

11 財産処分等に伴う収入の納付

補助事業者が区長の承認を受けて前項の規定により財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、区長は、この収入の全部又は一部を納付させることがある。

12 財産管理

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、台帳の管理及び物品への表示等、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運用を図らなければならない。

13 補助金調書の作成

補助事業者は、この補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにし

た調書を作成し、これを事業完了後5年間保存しておかなければならない。

14 帳簿の整理

補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

15 消費税等に係る税額控除の報告

補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別記第7号様式により速やかに区長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を区に返還しなければならない。

16 寄附金収入の制限

事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。

17 事業実施のための契約手続

補助事業者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、原則として区が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

18 その他

補助事業者がこの要綱に定める条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部を区に納付させることがある。

板橋区高齢者施設の感染症対策設備整備推進事業 所要額調書

法人名	
-----	--

(1) 簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業

(単位:円)

施設名	施設種別	総事業費 A	補助対象経費 実支出予定額 B	寄附金その他 の収入額 C	差引後 実支出予定額 D=B-C	補助単価 E	設置予定台 数(補助対象) F	補助基準額 G=E×F	補助基本額 H (DとGを比較して 少ない方の額)	補助率 I	申請額 J=H×I
						4,320,000				10分の10	
						4,320,000				10分の10	
						4,320,000				10分の10	
										計	

(2) 感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業

① ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援

(単位:円)

施設名	施設種別	総事業費 A	補助対象経費 実支出予定額 B	寄附金その他 の収入額 C	差引後 実支出予定額 D=B-C	補助単価 E	整備か所数 F	補助基準額 G=E×F	補助基本額 H (DとGを比較して 少ない方の額)	補助率 I	申請額 J=H×I
						1,000,000				10分の10	
						1,000,000				10分の10	
						1,000,000				10分の10	
										計	

② 従来型個室・多床室のゾーニング経費支援

(単位:円)

施設名	施設種別	総事業費 A	補助対象経費 実支出予定額 B	寄附金その他 の収入額 C	差引後 実支出予定額 D=B-C	補助単価 E	整備か所数 F	補助基準額 G=E×F	補助基本額 H (DとGを比較して 少ない方の額)	補助率 I	申請額 J=H×I
						6,000,000				10分の10	
						6,000,000				10分の10	
						6,000,000				10分の10	
										計	

③ 家族面会室の整備等経費支援

(単位:円)

施設名	施設種別	総事業費 A	補助対象経費 実支出予定額 B	寄附金その他 の収入額 C	差引後 実支出予定額 D=B-C	補助単価 E	対象施設・ 事業所数 F	補助基準額 G=E×F	補助基本額 H (DとGを比較して 少ない方の額)	補助率 I	申請額 J=H×I
						3,500,000	1			10分の10	
						3,500,000	1			10分の10	
						3,500,000	1			10分の10	
										計	

(3) 多床室の個室化に要する改修費支援事業

(単位:円)

施設名	施設種別	総事業費 A	補助対象経費 実支出予定額 B	寄附金その他 の収入額 C	差引後 実支出予定額 D=B-C	補助単価 E	整備床数 F	補助基準額 G=E×F	補助基本額 H (DとGを比較して 少ない方の額)	補助率 I	申請額 J=H×I
						978,000				10分の10	
						978,000				10分の10	
						978,000				10分の10	
										計	

補助金交付申請額の合計金額 (円)	
--------------------------	--

- (注) 1 欄が足りない場合は、適宜行を追加して記入すること。
 2 A欄、B欄は、別紙1-2「事業計画書」の事業費と一致させること。
 3 F欄は、別紙1-2「事業計画書」の「うち補助対象設置台数」、「整備か所数」又は「整備床数」と一致させること。
 4 G欄及びJ欄には、千円未満の端数を切り捨てた額を記入すること。

事業計画書

1 介護施設等の概要

法人名					
担当者氏名		電話番号		メールアドレス	
施設名				施設種別	
施設所在地				開設年月日 (和暦で記載)	
定員数	人	宿泊定員数※	人	建物構造	
※宿泊定員数は、(看護)小規模多機能型居宅介護のみ記入すること		抵当権の有無		延床面積	㎡

2 簡易陰圧装置の設置に係る経費支援(実施する場合のみ記載)

事業内容 (※1)							
契約締結(予定)日		完了(予定)日		設置予定台数	台	うち補助対象 台数(※2)	台
事業費 (※3)	区分	単価(円)	数量	支出予定額(円)	うち補助対象経費(円)		
合計額(総事業費)							

3 感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業 (実施する場合のみ記載)

(1) ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援

事業内容 (※1)					
契約締結(予定)日		完了(予定)日		整備か所数	か所
事業費 (※3)	区分	単価(円)	数量	支出予定額(円)	うち補助対象経費(円)
合計額(総事業費)					

(2) 従来型個室・多床室のゾーニング経費支援

事業内容 (※1)							
契約締結(予定)日		完了(予定)日		整備か所数	か所		
事業費 (※3)	区分	単価(円)	数量	支出予定額(円)	うち補助対象経費(円)		
	合計額(総事業費)						

(3) 家族面会室の整備等経費支援

事業内容 (※1)							
契約締結(予定)日		完了(予定)日		家族面会室の併施設との供用の有無 (※4)			
事業費 (※3)	区分	単価(円)	数量	支出予定額(円)	うち補助対象経費(円)		
	合計額(総事業費)						

4 多床室の個室化に要する改修費支援事業

事業内容 (※1)							
契約締結(予定)日		完了(予定)日		整備床数	床		
事業費 (※3)	区分	単価(円)	数量	支出予定額(円)	うち補助対象経費(円)		
	合計額(総事業費)						

※1 設備の設置場所や工事内容等を具体的に記載し、設置場所・施工箇所等が確認できる資料(平面図等)を添付すること。

※2 補助対象となる簡易陰圧装置は、居室、静養室又は医務室に設置したものに限り、また、簡易陰圧装置設置した居室等の数又は施設の定員のいずれか少ない方の数を上限とする。

※3 総事業費、補助対象経費等が確認できるもの(見積書・契約書等の写しなど)を添付すること。工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいう。)を計上する場合、補助対象経費は、工事費又は工事請負費(備品購入費に相当する経費は除く。)の2.6%に相当する額を上限とする。

※4 整備対象の「家族面会室」を共用する併施設の有無を記載すること。なお、併施設と共用する家族面会室の場合は、いずれか一つの施設・事業所で申請すること。

誓 約 書

板橋区長 様

板橋区高齢者施設の感染症対策設備整備推進事業補助要綱第6条の規定に基づく補助金交付申請を行うにあたり、当該申請により補助金の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が東京都板橋区暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、同要綱別記補助条件6（1）オの規定により補助金の交付の決定の取消しを受けた場合において、同要綱別記補助条件7の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

併せて、区長が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

年 月 日

所 在 地

法 人 名

代表者職氏名

- * 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- * この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。
 - ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
 - ・ 暴力団員を雇用している者
 - ・ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
 - ・ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

歳入歳出予算（見込）書抄本

1 歳入

摘要	金額（円）	備考

2 歳出

摘要	金額（円）	備考

この抄本は、原本と相違ないことを証明します。

年 月 日

法人名

代表者職氏名

別記第2号様式（第7条関係）

第 年 月 日
号

様

板橋区長

板橋区高齢者施設の感染症対策設備整備推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった、板橋区高齢者施設の感染症対策設備整備推進事業補助金について、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1 交付決定額 金 _____ 円

2 補助条件 別紙のとおり

別記第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

板橋区長

板橋区高齢者施設の感染症対策設備整備推進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった、板橋区高齢者施設の感染症対策設備整備推進事業補助金について、下記の理由により不交付決定したので通知します。

記

(理 由)

別記第4号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

所在地
法人名
代表者

板橋区高齢者施設の感染症対策設備整備推進事業補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定のあった、板橋区高齢者施設の感染症対策設備整備推進事業補助金に係る事業の実績について、下記のとおり報告します。

記

要交付額 金 円

（添付書類）

- （1）精算額調書（別紙4-1）
- （2）事業実績報告書（別紙4-2）
- （3）歳入歳出決算（見込）書抄本（別紙4-3）
- （4）その他参考となる資料

高齢者施設の感染症対策設備整備推進事業 精算額調書

法人名	
-----	--

(1) 簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業

(単位:円)

施設名	施設種別	総事業費 A	補助対象経費 実支出額 B	寄附金その他 の収入額 C	差引後 実支出額 D=B-C	補助単価 E	設置台数 (補助対象) F	補助基準額 G=E×F	補助基本額 H (DとGを比較して 少ない方の額)	既交付決定額 I	精算額 J(H×10/10とIを 比較して少ない方 の額)	差引額 K=I-J
						4,320,000						
						4,320,000						
						4,320,000						
									計			

(2) 感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業

① ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援

(単位:円)

施設名	施設種別	総事業費 A	補助対象経費 実支出額 B	寄附金その他 の収入額 C	差引後 実支出額 D=B-C	補助単価 E	整備か所数 F	補助基準額 G=E×F	補助基本額 H (DとGを比較して 少ない方の額)	既交付決定額 I	精算額 J(H×10/10とIを 比較して少ない方 の額)	差引額 K=I-J
						1,000,000						
						1,000,000						
						1,000,000						
									計			

② 従来型個室・多床室のゾーニング経費支援

(単位:円)

施設名	施設種別	総事業費 A	補助対象経費 実支出額 B	寄附金その他 の収入額 C	差引後 実支出額 D=B-C	補助単価 E	整備か所数 F	補助基準額 G=E×F	補助基本額 H (DとGを比較して 少ない方の額)	既交付決定額 I	精算額 J(H×10/10とIを 比較して少ない方 の額)	差引額 K=I-J
						6,000,000						
						6,000,000						
						6,000,000						
									計			

③ 家族面会室の整備等経費支援

(単位:円)

施設名	施設種別	総事業費 A	補助対象経費 実支出額 B	寄附金その他 の収入額 C	差引後 実支出額 D=B-C	補助単価 E	対象施設・ 事業所数 F	補助基準額 G=E×F	補助基本額 H (DとGを比較して 少ない方の額)	既交付決定額 I	精算額 J(H×10/10とIを 比較して少ない方 の額)	差引額 K=I-J
						3,500,000	1					
						3,500,000	1					
						3,500,000	1					
									計			

(3) 多床室の個室化に要する改修費支援事業

(単位:円)

施設名	施設種別	総事業費 A	補助対象経費 実支出額 B	寄附金その他 の収入額 C	差引後 実支出額 D=B-C	補助単価 E	整備床数 F	補助基準額 G=E×F	補助基本額 H (DとGを比較して 少ない方の額)	既交付決定額 I	精算額 J(H×10/10とIを 比較して少ない方 の額)	差引額 K=I-J
						978,000						
						978,000						
						978,000						
									計			

補助金精算額の合計金額 (円)

- (注) 1 欄が足りない場合は、適宜行を追加して記入すること。
 2 A欄、B欄は、別紙2-2「事業実績報告書」の事業費と一致させること。
 3 F欄は、別紙2-2「事業実績報告書」の「うち補助対象設置台数」、「整備か所数」又は「整備床数」と一致させること。
 4 G欄及びJ欄には、千円未満の端数を切り捨てた額を記入すること。

事業実績報告書

1 介護施設等の概要

法人名				
担当者氏名		電話番号		メールアドレス
施設名				施設種別
施設所在地				開設年月日 (和暦で記載)
定員数	人	宿泊定員数※	人	建物構造
※宿泊定員数は、(看護)小規模多機能型居宅介護のみ記入すること		抵当権の有無		延床面積
				m ²

2 簡易陰圧装置の設置に係る経費支援 (実施する場合のみ記載)

事業内容 (※1)							
契約締結日		完了日		設置予定台数	台	うち補助対象 台数(※2)	台
事業費 (※3)	区分		単価(円)	数量	支出予定額(円)	うち補助対象経費(円)	
合計額(総事業費)							

3 感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業 (実施する場合のみ記載)

(1) ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援

事業内容 (※1)						
契約締結日		完了日		整備か所数		か所
事業費 (※3)	区分		単価(円)	数量	支出予定額(円)	うち補助対象経費(円)
合計額(総事業費)						

(2) 従来型個室・多床室のゾーニング経費支援

事業内容 (※1)						
契約締結日		完了日		整備か所数	か所	
事業費 (※3)	区分		単価 (円)	数量	支出予定額 (円)	うち補助対象経費 (円)
	合計額 (総事業費)					

(3) 家族面会室の整備等経費支援

事業内容 (※1)						
契約締結日		完了日		家族面会室の併施設との供用の有無 (※4)		
事業費 (※3)	区分		単価 (円)	数量	支出予定額 (円)	うち補助対象経費 (円)
	合計額 (総事業費)					

4 多床室の個室化に要する改修費支援事業

事業内容 (※1)						
契約締結日		完了日		整備床数	床	
事業費 (※3)	区分		単価 (円)	数量	支出予定額 (円)	うち補助対象経費 (円)
	合計額 (総事業費)					

- ※1 設備の設置場所や工事内容等を具体的に記載し、設置場所・施工箇所等が確認できる資料(平面図等)を添付すること。
- ※2 補助対象となる簡易陰圧装置は、居室、静養室又は医務室に設置したものに限る。
また、簡易陰圧装置設置した居室等の数又は施設の定員のいずれか少ない方の数を上限とする。
- ※3 総事業費、補助対象経費等が確認できるもの(見積書・契約書等の写しなど)を添付すること。
工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいう。)を計上する場合、補助対象経費は、工事費又は工事請負費(備品購入費に相当する経費は除く。)の2.6%に相当する額を上限とする。
- ※4 整備対象の「家族面会室」を共用する併施設の有無を記載すること。なお、併施設と共用する家族面会室の場合は、いずれか一つの施設・事業所で申請すること。

歳入歳出決算（見込）書抄本

1 歳入

摘要	金額（円）	備考

2 歳出

摘要	金額（円）	備考

この抄本は、原本と相違ないことを証明します。

年 月 日

法人名

代表者職氏名

別記第5号様式（第10条関係）

第 年 月 日
号

様

板橋区長

板橋区高齢者施設の感染症対策設備整備推進事業補助金確定通知書

年 月 日付けで交付決定した、板橋区高齢者施設の感染症対策設備整備推進事業補助金について、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

記

1 交付確定額 金 _____ 円

2 交付決定額 金 _____ 円

別記第7号様式（第13条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

所在地
法人名
代表者

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた板橋区高齢者施設の感染症対策設備整備推進事業補助金について、交付決定に付された条件に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金確定額 金 _____ 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（要補助金返還相当額）

金 _____ 円

3 その他参考となるべき書類（2の積算内訳等）